

こども医療費助成制度について

合志市こども医療費助成制度は、子育て支援のため取り組む「合志市の独自」の医療費助成事業です。市内に在住の(住民票がある)0歳から中学校3年生までのお子さんが、病気やけがで健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費自己負担分を市が助成します。

受給者証について

- ・ 受給者証の右上に『現物』か『償還』と記載があります。受給者証を確認してください。『現物』給付の対象となるのは、加入されている健康保険に※附加給付金制度が無い方になります。

現物制度について

(窓口で支払のいない制度)

- ・ 合志市内の医療機関を受診する場合、医療機関の窓口で保険証とこども医療費受給者証を提示すると、窓口での医療費支払いは必要ありません。
- ・ 入院の場合と市外の医療機関を受診する場合は、一度医療費をお支払い下さい。その後、『請求書(市の様式)』にて支給の申請をしていただくこととなります。あらかじめ指定していただいた口座に医療費をお振込みします。
- ・ 現物給付の方でも医療機関へ受給者証を提示しなかったときは償還払いになる場合があります。

償還制度について

(一旦、医療費を支払ってから後日、助成する制度)

- ・ 市内、市外の医療機関を問わず、一度医療費をお支払いください。その後、『請求書(市の様式)』にて支給の申請をしていただくこととなります。あらかじめ指定していただいた口座に医療費をお振込みします。

医療費を窓口で支払った場合の申請について

市の請求書様式『こども医療費一部負担金請求書』を提出していただきます。

請求書の記入について

- ・ 患者名・保険点数(あるいは保険分自己負担額)・負担割合・受診日・診療科目・入院外の別・医療機関と④が明記されている領収書を、病院からの証明の代わりとし添付してください。(※病院毎・日付順に並べ、クリップ止めかそのままご提出ください。のりやホッチキスの使用はご遠慮ください。)
- ・ または医療機関に、診療を受けた月の翌月以降に1ヶ月まとめた分の証明をもらってください。
- ・ 領収書による請求の場合も『請求書』に請求者記入欄を記入して提出してください。
- ・ 請求書の様式は、子育て支援課・西合志総合窓口課(西合志庁舎)・泉ヶ丘支所・須屋支所・市のホームページ(<http://www.city.koshi.lg.jp/>)にて配布しています。

請求書の提出について

- ・ 請求書の提出は、診療した月の分は1ヶ月分まとめてから、診療した月の翌月以降に申請してください。
- ・ 請求の有効期限は診療を受けた月の翌月から一年以内(診療月の翌年の同月まで)です。
- ・ 請求書の受付窓口は、子育て支援課・西合志総合窓口課(西合志庁舎)・泉ヶ丘支所・須屋支所で行っております。(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

助成金のお支払について

- ・ 毎月15日(その日が土日祭日のときはその前日)までに申請をしていただいたものを、申請翌月の10日(その日が土日祭日のときはその翌日)に口座へお振込みします。
- ・ 振込日の数日前に、振込額・振込日などが記載された支払通知を発送します。

次の場合は、請求されても支払いができない場合があります

以下の場合は、請求書提出の際、お問合せ下さい。

- ・ 健康保険診療が適用にならないもの。(例:薬の容器代や差額ベッド代、予防接種の自己負担部分、定期的な健康診断など。)
- ・ 一ヶ月の保険診療自己負担額が、※高額療養費にかかる自己負担額の限度額を超えて支払った場合。
- ・ 健康保険証に赤ちゃんのお名前がのる前に医療費を10割負担した場合。
- ・ 医師が認めたコルセット等の治療具を作った場合で、10割負担した場合。
- ・ 加入している健康保険から※附加給付金が支給される場合。
(※高額療養費制度……同一月に病院等に支払った自己負担額が一定の額を超えるときは、その額について高額療養費として支給されます。全ての健康保険に適用される、法律に基づく制度で、所得等に応じて一定の額の上限が異なります。)
(※附加給付金制度……加入の健康保険において、ある一定の医療費を超えた場合は、2~3ヶ月後にその超えた医療費が返ってくる制度。家族療養費附加金と呼ぶ場合もある。制度の有無及び制度の内容は健康保険毎に異なりますので、詳細はご加入の保険組合にお尋ね下さい。)

次の場合、届出が必要です

- ・ 加入保険組合、住所、氏名等に変更があったとき。
- ・ 保護者に変更または保護者の氏名・住所などに変更があったとき。
- ・ 口座を廃止される場合や変更される場合。

【お問い合わせ先】

合志市役所 子育て支援課

TEL 096-248-1162(直通)